上野原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２７日

上野原市長

上野原市規則第２１号

上野原市財務規則の一部を改正する規則

上野原市財務規則（平成１７年上野原市規則第５２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４４条」を「第４４条の２」に、「第５０条」を「第５０条の２」に改める。

第１９条第５項中「、委託料、工事請負費、原材料費」及び「、負担金補助及び交付金」を削り、同条第６項中「及び負担金補助及び交付金（退職手当負担金に限る。）の間並びに委託料、工事請負費、原材料費及び負担金補助及び交付金（工事関係負担金に限る。）」を削る。

第７０条第１項中「第６１条第１項」を「第６１条」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。